

既存の計画に追加する場合【洪水編】

1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記（手引き「1 計画の目的」参照）
計画の目的に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

<追加例>

（目的）

第〇条 この計画は、〇〇法第〇条第〇項の規定に基づき、・・・を図ることを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 自衛水防組織の項目を追加 ※自衛水防組織を設置する場合に限る
（手引き「9 自衛水防組織の業務に関する事項」参照）

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。

※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可能。

<追加例>

（自衛水防の組織と任務分担）

第〇条 自衛水防組織について、次のとおり設置する。

- （1）別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- （2）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- （3）自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を姫路市へ報告する。

3. 洪水時の防災体制の項目を追加（手引き「4 防災体制」参照）

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

<追加例>

（洪水時の活動）

第〇条 洪水時には、次の防災体制をとる。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 洪水注意報発表 ▶ 〇〇川氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ▶ 洪水警報発表 ▶ 〇〇川氾濫警戒情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者・家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ▶ 〇〇川氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

4. 洪水時の避難誘導の項目を追加（手引き「6 避難誘導」参照）

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。

※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

<追加例>

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	〇〇〇〇	(〇〇) m	・徒歩 ・車両 () 台
屋内安全確保	〇〇〇〇		

避難経路図 (略)

5. 避難の確保を図るための施設を追加

(手引き「7 避難の確保を図るための施設の整備」参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。
 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、
 その他不足する資器材を追記することにより。

< 追加例 >

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用
 又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

避難確保資器材一覧

不足分を追加

備蓄品	
情報収集 ・伝達	・テレビ ・ラジオ ・タブレット ファックス ・携帯電話 ・懐中電灯 ・電池 ・携帯電話用バッテリー
避難誘導	・名簿(従業員、施設利用者) ・案内旗 ・タブレット ・携帯電話 ・懐中電灯 ・携帯用拡声器 ・電池式照明器具 ・電池 ・携帯電話用バッテリー ・ライフジャケット ・蛍光塗料 ・搬送具 ・カルテのバックアップデータ(紹介状・処方箋作成用)
施設内の 一時避難	・水(1人あたり__ℓ) ・食料(1人あたり__食分) ・寝具 ・防寒具
高齢者	・おむつ ・おしりふき
障害者	・常備薬
乳幼児	・おむつ ・おしりふき ・おやつ ・おんぶひも
その他	・ウェットティッシュ ・ゴミ袋 ・タオル ・()

浸水を防ぐための対策
・土嚢 ・止水板 ・その他()

6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加

(手引き「8 防災教育及び訓練の実施」参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。

※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

<追加例>

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により洪水対策に係る教育及び訓練を行うものとする。

実施毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。